

# 産業廃棄物管理票交付等状況報告制度に係るQ & A

## 1 報告の対象について

- Q 1 昨年度のマニフェスト交付枚数が1枚だけなのですが、報告は必要ですか。  
また、昨年度1枚もマニフェストを交付しなかった場合は、その旨報告が必要ですか。**
- A 1 報告が必要です。前年度においてマニフェストを1枚でも交付した事業者は、報告を行わなければなりません。  
なお、昨年度1枚もマニフェストを交付しなかった場合、報告の必要はありません。
- Q 2 環境大臣による広域認定制度を利用して産業廃棄物を処理しているため、マニフェストは交付していません。この場合、報告は必要ですか。**
- A 2 広域認定制度に係る委託によりマニフェストを交付しなかった場合は、本制度に基づく報告は不要です。  
その他、報告が不要の（マニフェストの交付を要しない）場合として、専ら再生利用のために産業廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類及び古繊維）のみの処理を業として行っている者への委託が上げられます。
- Q 3 有価で売却される金属くずや廃油について、適正に販売された事を確認するためマニフェストを準用しています。このように、廃棄物処理法に準じた形式でマニフェストを交付した場合、報告は必要ですか。**
- A 3 有価物の運搬及び売却のためマニフェスト制度を準用する場合は、廃棄物処理法の対象外となるため、本制度に基づく報告は不要です。
- Q 4 当社では、多量排出事業者に係る処理計画及び実施状況報告を毎年提出してきました。この場合、マニフェストの交付等状況に関する報告書の提出は不要となりますか。**
- A 4 どちらも報告が必要です。多量排出事業者、産業廃棄物処理実績報告等の対象となる場合は、マニフェストの交付等状況報告と併せ、それらについても報告を行ってください。
- Q 5 電子マニフェストを使用しました。この場合、報告は必要ですか。**
- A 5 電子マニフェストにより交付した分に関しては、電子マニフェスト制度を管理している公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（情報処理センター）が集計及び報告を行うため、事業者が報告する必要はありません。  
なお、紙マニフェストと電子マニフェストの両方を使用した場合は、紙マニフェスト使用分についてのみ報告が必要です。

## 2 報告者について

**Q 1 当社で発生する産業廃棄物については、県内各地の事業場について本社が一括して処理委託契約を締結しています。この場合、本社分と事業場分を合算し、本社が一括して報告することはできますか。**

A 1 原則として複数の事業場での交付枚数を一つの事業場に合算することはできません。報告は事業場ごとに行ってください。

ただし、建設工事の作業現場など、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二つ以上ある場合には、これらの事業場を一つにまとめた上で提出します。

**Q 2 法人の場合、報告者は会社の代表者（代表取締役）でなければならないのですか？支店長や所長等では駄目なのでしょうか？**

A 2 法人の場合は、氏名の欄には法人名（本社名）を記載します。

報告者の氏名欄の代表者の氏名については、法人内での権限委譲等もあることから、各法人の判断に委ねるものとします。報告書の取りまとめは、事業所ごとになりますので、その報告単位に対して代表者とする者の氏名を記載してください。住所、電話番号についても、代表者の氏名の記載方法に準じて、該当場所のものを記載してください。

**Q 3 年度途中の合併又は分社化などがあった場合の報告者について教えてください。**

**また、支店等の閉鎖により、事業場を統括していた地位を承継した者がなくなった場合は報告が必要ですか。**

A 3 合併又は分社化があった場合の報告については、報告年度の4月1日時点で旧組織の地位を承継した者が報告を行います。

また、支店等の閉鎖により代表とする者がなくなった場合については、本社代表者が代わりに報告を行ってください。

### 3 報告様式について（詳しくは「記入例」を参照）

**Q 1 事業場内で複数の業種にまたがる事業を行っている場合、「業種」欄にはどのように記入すればよいですか。**

A 1 主たる事業に該当する業種を記入してください。なお、業種については、別添「日本標準産業分類中分類表」を参考にしてください。

**Q 2 混合廃棄物を排出する場合の「産業廃棄物の種類」欄の書き方を教えてください。**

A 2 別添「産業廃棄物の種類及び立方メートルとトンの換算例」にある産業廃棄物の種類の欄を参考に記入します。なお、別添に例示のない混合廃棄物について報告を行う場合は、具体的名称とその内訳となる品目全ての種類を記入してください。

**Q 3 マニフェストに記載された排出量の単位が立方メートル又はトン以外の場合（～台、～本、～枚など）における換算方法を教えてください。**

A 3 「2トン車1台、200リットル1本」など、積載した廃棄物の体積が推計できる場合には、その数値に別添「産業廃棄物の種類及び立方メートルとトンの換算例」の換算係数を掛けて値を算出します。

体積及び排出量の推計が難しい場合は、廃棄物の原料製造業者又は性状の似た廃棄物を参考に排出量を算出してください。

(参考) 1立方メートル(立米)	=	1,000リットル
ドラム缶1本	=	200リットル
一斗缶1個	=	18リットル

**Q 4 「運搬受託者の許可番号」の欄には発生元、運搬先どちらの許可番号を記入すればよいですか。**

A 4 運搬受託者の許可番号には、排出事業場（発生元）を管轄する自治体の許可番号を記入します。

**Q 5 処分場が遠方のため、区間を区切って運搬を委託（積替え保管）しています。この場合、運搬受託者はどのように記入すればよいですか。また、再委託を行った場合はどのように記入すればよいですか。**

A 5 積替え保管などにより複数の運搬業者が運搬を行う場合は、区間ごとの運搬業者について全て記入します。再委託の場合も同様です。

これら積替え保管の第2区間以降及び再受託者における「産業廃棄物の種類」欄には、「区間委託」又は「再委託」と記入し、区間委託又は再委託であることが分かるようにしてください。

**Q 6 「運搬先の住所」と「処分場所の住所」が同じ場合の書き方を教えてください。**

A 6 「運搬先の住所」と「処分場所の住所」が同じ場合は、「処分場所の住所」を省略してもかまいません。

**Q 7 記入する産業廃棄物の種類が多く、報告書（様式第三号）だけでは足りない場合はどのようにすればよいですか。**

A 7 2枚目以降は、再び様式第三号を使って記載してもらるか、「参考様式」を使用してください。また、記載内容が同じであれば独自に用紙を作成して報告してもらってもかまいません。ただし、その場合にも、必ず1枚目は様式第三号を使用してください。

#### **4 報告書の提出方法について**

**Q 1 報告書の提出先を教えてください。**

A 1 さいたま市 産業廃棄物指導課 指導係まで提出してください。

**Q 2 埼玉県、川越市内に事業場がある場合の報告書提出先を教えてください。**

A 2 埼玉県の場合は事業場の所在地を管轄する環境管理事務所に提出します。複数の事業場がそれぞれ異なった環境管理事務所管内に設置されている場合は、事業場ごとに作成した報告書をそれぞれ管轄する環境管理事務所に提出してください。川越市内にある事業場に係る報告書は、川越市長あてに提出します。

**Q 3 提出期限及び提出の方法を教えてください。**

A 3 毎年4月1日から6月30日までの間に提出します。6月30日が公休日の場合は、その直後の開庁日となりますので御注意ください。

なお、提出は郵送で構いませんが、期限までに到着するように、余裕をもって提出するようお願いします。

**Q 4 郵送で提出する際、控えを返送してもらうことはできますか。**

A 4 報告量が相当なものと予想されますので、原則として控えの返送は行いません。報告書控えの必要な方は、事前に写しをとった上で提出してください。